別表第一保育の対象の理解に関する科目の項中「発達心理学」を「保育の心理学Ⅰ」に、「教育心理学　（講義）　2」を「保育の心理学Ⅱ　（演習）　1」に、「小児保健　（講義）　2」を「子どもの保健Ⅰ　（講義）　2」に、「子どもの保健Ⅱ　（演習）　2」を「小児栄養　（講義）　2」に、「精神保健　（演習）　1」を「子どもの食と栄養　（講義）　2」に、「家庭支援論」を「家族援助論」に改め、同表保育の内容・方法の理解に関する科目の項を次のように改める。

保育の内容・方法に関する科目	保育課程論	（講義） 2
	保育内容総論	（演習） 1
	保育内容演習	（演習） 5
	乳児保育	（演習） 2
	障害児保育	（演習） 2
	社会的養護内容	（演習） 1
	保育相談支援	（演習） 1

別表第一基礎技能の項を次のように改める。

保育の表現技術	保育の表現技術	（演習） 4

別表第一保育実習の項中「保育実習　（実習）　5」を「保育実習Ⅰ　（実習）　4　保育実習指導Ⅰ　（演習）　2」に改め、同表総合演習の項中「総合演習　（演習）」を「保育実践演習　（演習）」に改める。

別表第二第一号を次のように改める。

一	保育の本質・目的に関する科目
	別表第二第三号及び第四号を次のように改める。
三	保育の内容・方法に関する科目
四	保育の表現技術

○農林水産省告示第千五十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年五月九日　第五十二号

二　登録認定機関の名称及び住所

特定非営利活動法人有機農業推進協会　東京都豊島区南大塚二丁目十四番十二号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県、富山県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県、岐阜県、愛知県及び三重県

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都豊島区南大塚二丁目十四番十二号

○農林水産省告示第千五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県枕崎市火之神町九八の二・一九一（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　砂防設備用地とするため

○農林水産省告示第千五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県出水市上大川内（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県霧島市隼人町西光寺字南川内一四六四の二・一四九一の二・字川内一五〇六の二・一五一〇の五から一五一〇の七まで（以上六筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県南さつま市大浦町字上ム子二三八七五の二（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　河川管理施設用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県南さつま市大浦町字上ム子二三八六四の二・二三八六四の三・二三八六五の一・二三八六五の二・二三八六八の二・二三八六八の三（以上六筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第千五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県出水市武本字小原山一〇四四の一一一・一〇四四の一一一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）